

(平成22年7月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

厚生年金関係

5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年から30年まで

私は、申立期間のうち約1年間、A社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、具体的な期間については記憶していないものの、申立期間のうち約1年間、A社に勤務していた旨を主張している。

しかし、オンライン記録によると、「A社」又は「A社と名称が類似する事業所」は、申立期間及びそれ以外の期間において、厚生年金保険の適用事業所として複数確認できるものの、いずれの事業所とも、申立人が主張する所在地には存在していなかったことが確認できる上、商業登記簿謄本においても、「A社」又は「A社と名称が類似する事業所」のうち、申立人が主張する所在地に設立された法人は確認できない。

また、オンライン記録により、「A社」又はA社と名称が類似し、かつ申立人が主張する所在地の近隣に存在していたことが確認できる事業所について、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡こんせきは認められない上、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者の供述からは、申立期間における申立人の勤務実態等は確認できない。

さらに、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶していない上、申立期間当時、申立人と同居していた2人の兄はすでに死亡しており、申立人が勤務していたと主張する「A社」を特定することはできない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年ごろから26年10月1日まで
② 昭和27年6月16日から29年ごろまで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①は4つの漁場に、申立期間②は3つの漁場に、それぞれ現場監督者として勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真及び同僚の供述から、申立人は、申立期間①及び②のころに、A社B支社D部の漁場に勤務していたことは推認できるものの、申立人がそれぞれの漁場に勤務していた期間を特定することはできない。

また、C社（A社の後継会社）が保管する職員名簿から、当時、A社B支社D部の漁場に責任者として勤務していたことが確認できる同僚は、「A社B支社では、漁場の責任者や事務担当者などの社員は昭和27年6月1日から、現場監督者は30年になってから、全員厚生年金保険に加入させることとなったが、それまで従業員を厚生年金保険に加入させるかどうかは、各漁場の責任者の判断に委ねていた。」旨を供述している。

さらに、A社B支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、現場監督者として各漁場で一緒に勤務していたと申立人が氏名を挙げている同僚の中には、申立期間①及び②において、厚生年金保険に未加入である又は未加入期間がある者が多数確認できることから、当時、同社B支社では、現場監督者の厚生年金保険の加入について、区々の取扱いであったことが推認できる。

加えて、申立期間①及び②を含む前後の期間について、A社B支社の健康

保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は見当たらない上、申立てのあった7漁場と名称が同一又は関連すると考えられる同社漁場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿等を見ても、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月ごろから平成 7 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 57 年 7 月ごろから平成 7 年 9 月 30 日まで、A社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚等の供述及び商業登記簿の謄本から、申立人は、申立期間のうち、平成 5 年 3 月 31 日から 7 年 9 月 30 日まで、A社に代表取締役として勤務していたことは確認できるものの、申立人が同社に勤務を開始した時期を特定することはできない。

また、オンライン記録によると、A社は、申立期間中である昭和 59 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間の期末日である平成 7 年 10 月 1 日に、厚生年金保険の事業所として新規適用されるまで、同社は厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、申立人は、平成 2 年及び 3 年分と記載された A 社の賃金台帳を提出しているが、当該台帳に記載されている申立人に係る厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録により、当時とは標準報酬月額等級表及び厚生年金保険料率の異なる平成 9 年から 12 年ごろまでにおける、申立人の標準報酬月額から算定される厚生年金保険料と一致していることが確認できる。

加えて、申立期間当時、申立人が居住していた市町村の記録によると、申立人は、昭和 55 年 6 月 15 日から平成 7 年 10 月 2 日まで、国民健康保険に加入していることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人の妻は、申立期間を含む昭和 57 年 4 月から平成 7 年 9 月まで国民年金に強制加入し、かつ国民年金保険料を納めており、3号適用の制度が始まった昭和 61 年 4 月

以降も、3号被保険者の適用を受けることなく、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、当時の同僚等からも、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除の有無等についての供述は得られず、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月 1 日から平成 4 年 2 月 16 日まで

私は、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額（9万 8,000 円から 11 万 8,000 円）が、実際の支給金額（12 万円から 15 万円）よりも低額であるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、女性で、かつ申立人とほぼ同年代（昭和 15 年ごろ生まれ）である同僚の申立期間当時における標準報酬月額は、申立人より低額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額という事情は見当たらない。

また、A社の事業所別被保険者名簿及びオンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

さらに、オンライン記録によると、A社は、平成 4 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等は確認できない上、ほかに、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月から28年6月まで

私は、昭和27年4月から28年6月まで、A社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した納入金額簿（年月日及び給料額が記載されたメモ）及び当時の複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が同僚であったと氏名を挙げた11人について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、うち9人は申立期間において、同社で厚生年金保険に未加入であることが確認できる上、そのうちの一人からは、「A社では、厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。また、健康保険証も貰っていなかった。」旨の供述が得られた。

また、申立人及び当時の複数の同僚の供述から、申立期間当時のA社の従業員数は、申立人と同職種（溶接工）のみで20人はおり、事務員等を含めると100人前後であったものと推測できるところ、オンライン記録及び同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間における同社での厚生年金保険加入者数は6人から8人であることが確認できることから、当時、同社では、必ずしも勤務していたすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかったことが推認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたこと

をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。